

平成 29 年度 保育所入所手続きの受付について

■ 申込受付期間：12月12日（月）～22日（木）8時30分～17時15分

※ 18日（日）8時30分～正午も受付いたします。 ※ 上記期間以降も、随時申込みを受付いたします。

【ご注意】 保育所及び認定こども園（保育所部分）については、役場への申込みとなりますが、幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）については、直接、園へお申込みください。

※ 幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の利用を希望される場合、詳しくは各幼稚園等へお問い合わせください。

■ 申込受付場所：町役場 福祉課、内之浦総合支所 町民生活課

■ 入所の条件：保護者の就労（内職も含む）や病気、病人の看護等の理由や母親が妊娠中、若しくは産後間もない場合など、日中に家庭内で十分に児童の保育ができない場合。

※ おおぞら幼稚園（幼稚園部分）への入所希望の方は、上記条件には該当せず関係ありません。

■ 必要なもの：印鑑（シャチハタ不可）、個人番号通知カード（マイナンバー）、本人確認用身分証明書（運転免許証等）

【新規申込者】 支給認定申請書 兼 利用申込書及び関係書類

【継続入所者】 現況届 兼 施設利用申込書及び関係書類（2号・3号認定者）

※ 関係書類…保育の必要性を証明するもの

※ 申込書類は、役場窓口で受け取るか、町のホームページよりダウンロードしてください。

現在、町内保育施設に入所中の方へは、施設を経由してお届けいたします。

肝付町外の保育施設に入所中の方へは、ご自宅へ直接郵送いたします。



■ 問合せ先：町役場 福祉課 児童家庭係 ☎ 0994(65)8413

後期高齢者医療制度の障害認定について～障害認定～

後期高齢者医療制度は、原則 75 歳以上の方を対象としていますが、一定程度の障がいがある 65 歳～74 歳の方はこの制度の被保険者になることができます。これを 障害認定 といいます。

○ 一定程度の障がいとは—

- ・身体障害者手帳：1・2・3 級及び 4 級の一部（※）
- ・精神障害者保健福祉手帳：1・2 級
- ・療育手帳：A 1・A 2
- ・国民年金証書：1・2 級（障害年金）

※ 該当する障がいの程度については、担当窓口へお問い合わせください。

（注）医療費の負担割合や保険料額が必ず低くなるものではありません。世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、今より負担が上がることもありますので、ご相談ください。認定を受け後期高齢者医療の被保険者となった場合でも、いつでも取り下げることができます。

■ 問合せ先：町役場 健康増進課 健康保険係 ☎ 0994(65)8412